

## 令和5年度 4月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和5年4月6日(木) 午前9時  
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 19人 欠席者 2人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	15番	橋本 達男	出席
3番	松下 茂	出席	16番	寺田 一義	出席
4番	田中 雄三	出席	17番	寺田 宏澄	出席
5番	橋本 昭憲	欠席	18番	森園 文男	出席
6番	大川 定道	出席	19番	松永 淳	欠席
7番	江頭 政寛	出席	21番	副島 幸満	出席
8番	鷺崎 和志	出席	22番	牛島 和昭	出席
9番	尊田 信明	出席	23番	田中 節士	出席
10番	馬郡 文男	出席			
11番	山内 しげ子	出席			
12番	濱尾 種光	出席			

- 報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (9件)
- 報告第2号 農地法第4条制限除外について (1件)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (1件)
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (3件)
- 議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について  
委員会決定分 (94件)
- 議案第4号 農用地利用集積計画(中間管理権分)について 委員会決定分 (2件)
- 議案第5号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について  
意見書提出分 (7件)
- 議案第6号 令和5年度最適化活動の目標設定等(案)について

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、只今より令和5年4月の農業委員会総会を開催します。

現在の出席委員は19名、欠席委員は4名よって「みやき町農業委員会会議規則」第7より在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。

会長よりお願いします。

会 長

おはようございます。経営意向調査票の回収については、ほとんどが終わられております。わたしも50件程再調査に回りました。そうして感じたのは、私達年代の子供さん、お孫さんが農業に対して関心がないということです。皆さん方もおそらく同じように感じられたと思いますし、これから先の日本の農業はどうなっていくのかと思いました。今後はこの意向調査の内容を十分に生かしながら、これから先の農業委員会の在り方も検討し支えて行かなければならないと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。

本日の議案・報告等につきましては

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について      |
| 議案第2号 | 農地法第4条制限除外について            |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について      |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について      |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画（中間管理権分）について     |
| 議案第5号 | 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について   |
| 議案第6号 | 令和5年度最適化活動の目標設定等（案）について   |

その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数            9件            面積            32,823㎡

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法第4条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号農地法第4条制限除外について、報告第2号農地法第4条制限除外（許可不要届）について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足説明をお願いします。

〇〇委員

3月21日に事務局と原古賀担当委員とで現地確認を行いました。この地区は少し高台にありまして、申請地は宅地の裏側で西側には約2m半幅の水路があり雨水についての問題は特段ないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第2号で質疑のある方は挙手をお願いします。

〇〇委員

申請地は200㎡以下なので4条制限除外になっていると思いますが、家の横ですの  
でこの際農振除外を行い農地転用までされた方が後々扱いやすいのではと思います。

〇〇委員

倉庫という名目ですが、どこまでの倉庫かは分かりません。

事務局

農業用倉庫という事での申請で、倉庫の内容としては、見積書の添付書類からして、通  
常の市販されているイナバの物置で広さも倉庫敷地面積及び通路にかかる面積を含めて  
200㎡未満という事でさほど大きなものではないと思われます。さらに宅地の裏であ  
ることから宅地の一部として転用されたらどうかという助言は、申請人には許可申請通  
知の際にお話しをいたしたいと思います。

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請につい  
て、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況  
が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断の  
ため、現在の状況を説明する。

事務局

令和5年4月施行の農地法第3条の下限面積の撤廃による申請である内容について補  
足説明

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月21日に現地確認を行いました。代替地ということで畑としてそのまま利用され  
るため特段問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月21日に現地確認を行いました。申請地は住宅地の一角で、道を挟んで農地はありますが影響はないと思われます。雨水、生活排水も道路側溝へ流すため問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月21日に現地確認を行いました。申請地はハウス施設の跡が残っており、ここはかなり雨が降ると浸かる地域でもありますので貯水池を作るということで納得されています。また、1枚農地もありますがこれも了承されています。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

お尋ねします、ここは賃貸借契約になっていますが契約期間は何年になっているのでしょうか。また、年間いくらぐらいの賃貸料になっているのでしょうか。

事務局

参考資料として、土地の貸借契約同意書をつけて頂いておりますが、この場に持参しておりませんので、後ほどお調べしてお伝えしたいと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月22日に事務局と担当委員合わせて4名で現地確認を行いました。小学校の近くで公共用排水も昨年整備され、雨水は小学校横の河川に流され問題はないと思われます。西側は道路を挟んで農業用排水路なのでそこには流してくれるなど言っております。よろしくご審議をお願いします

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 93件 所有権移転 1件

議長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする

審議件数 貸借権 2件

議長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、採決に移ります。議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）



議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします

事務局

議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月22日に事務局、担当委員で現地確認を行いました。申請地は寒水川の土手の横で、施設の上部三角地で特段問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、国営、県営かんがい排水事業の受益地内であり、農地の広がり10ha以上と判断される区域であるが、申請用途及び面積の必要性が適正で、隣接事業地と判断される既存敷地の1/2以内の面積であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号1について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号1については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

事務局から説明がありましたように、申請地は以前より放置されており右向いの〇〇工業が資材置場として転用される予定で、隣は家屋で水田もなく特段問題はないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が集落内に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続する農地の場所であり、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、除外はやむを得ない。」の意見を

提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第5号2について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号2については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号3農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号3農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月22日に事務局2名、会長、担当委員2名で現地確認を行いました。140ページの航空写真をご覧ください。周りは北側が〇〇の駐車場、南側は今開発されております。雨水排水も適切に処理されており特段問題はないと思われまます。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請地は耕作されていないのですか。

〇〇委員

水稲だけは作られています。

議 長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、国営、県営かんがい排水事業の受益地内であり、農地の広がり10ha以上と判断される区域であるが、申出の目的が住宅建設用地の目的で、集落に接続する場所であり、周辺農地の営農条件への支障も軽微であると推計されることから、農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号3について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号3については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号4農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

本来はここを現地確認するべきところ、事務局、担当委員全員が誤っていたため、後日申請人の父親と私で現地確認をしました。現在申請地の隣の倉庫は申請人の父親のもので雨水は公道を突き抜けてパイプで河川に落としています。申請地を埋め立てて宅地にする以上、公道を割って浄化槽、水道を通すなら、排水も一緒に流すようにしたら良いと提案しました。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、国営、県営かんがい排水事業の受益地内であり、農地の広がり10ha以上と判断される区域であるが、申出の目的が分家住宅の建設用地であり集落に接続し設定される計画であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周辺農地があることから継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。

ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号4について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号4については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

前議案と一緒に3月22日に事務局、会長、担当委員で申請地現地確認を行いました。

申請地は地目は田ですが耕作されておらず管理のみの現状雑種地です。農地開発してもやむを得ないと思う所です。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は土地改良事業未施行の農地であり、農地の広がりもないことから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、周囲に農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号5について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号5については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号6農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号6農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月22日に現地確認を行いました。国有地の中の農地で耕作されておりましたが、今回の申請となりました。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、国営かんがい排水事業の受益地内であるが、宅地化の状況が事業の用に供する施設が連担している区域に近接し、広がり区域が10ha未満と判断されることから、周辺の他の土地に立地することが困難で、かつ代替の土地がない場合は、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第5号6について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号6については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号7農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号7農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。



〇〇委員

3月22日に、事務局と中原校区担当委員全員で現地確認を行いました。申請地は(株)〇〇〇〇と(株)〇〇〇〇の間の少し谷になったような場所です。現地は高齢化が進み耕作をされてあるのは数件しかありません。このままいくと害獣の住み家となり他の農地に被害を与えかねません。この際このような大きな企業が来るのであれば、農地としては排水を付け替えればよいので農地に与える影響はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請地の東側には山ノ内川が流れています。大雨が降ると氾濫して困っています。ここが宅地化すると地下浸透がなくなり困るかと思うのですが。

事務局

〇〇委員さんが言われましたように、耕作されてないといえど田んぼには貯水能力があり山ノ内川も容量が大きい河川ではない為私達も危惧しております。

国との協議や三養基土地改良区の意見も必要とされていますし、法令の規制もあると思われますので、それぞれの関係機関と十分な協議を行った上で、事業を行ってもらう必要があると考えています。

また、施工計画にあたっては、調整池や敷地内の貯水機能の確保などについて、意見書の中にも盛り込みたいと思います。

〇〇委員

申請地の左側に5623番地の田が1枚残りますが、ここの保全は大丈夫なのでしょうか。

事務局

説明が遅くなりましたが、ここ5623番地は農地ですが、南側の中古自動車屋の事業用スペースとして転用の許可が終わっています。

議 長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局（田中）

事務局案として、「申請地は、国営、県営かんがい排水事業の受益地内であるが、周辺

は東及び西側は事業用地及び住宅地が連坦しており、北側は線路、南側は国道で囲まれた農地で、広がり区域が10ha未満と判断される。また、計画に伴い区域内農地が皆無になることから、営農条件の支障は生じないため、除外はやむを得ない。

なお、開発地東側の河川は、下流域への給水として利用されていることから、継続した営農に支障を及ぼすことがないよう関係者との協議に基づく土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。

また、貯水機能を有する農地がなくなることから、下流域への排水対策について、行政、地元等を含め、関係者において十分な協議を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第5号7について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号7については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第6号令和5年度最適化活動の目標設定等(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

令和5年度最適化活動の目標設定等(案)について説明

議 長

事務局より説明がございました。  
質疑及び意見のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑、意見が無いようなので、議案第6号令和5年度最適化活動の目標設定等(案)に

ついて、提案どおり目標として決定し、公表することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第6号は提案どおり承認する事に決定いたしました。  
続きまして、その他事項をお願いします。

その他

1.令和4年度農業委員報酬第3期分の支払いについて

議 長

他に何かありませんか。

〇〇委員

議会でも取り上げてあったと思いますが、中津隈の盛土の問題は所有者に期限付きで回答を求められてありますが、その後はどのようになるのでしょうか。

事務局

昨年行われました令和3年度の決算委員会において、先ほど〇〇委員さんが言われた件について意見が出されています。内容についてはホームページ等でも公になっていますので、所有者の方へ議会でも問題とされている事案であることを再度話をしています。

現在の状況は、話し合いは継続して行っております。一番の問題はパイプラインの支障箇所の修復で、先日関係者の方とも協議を行い、今年の麦刈り後に修復を行い、まずは一番の周辺農地への影響を取り除くこと。土砂の搬出に関しては次の段階と思われます。

意見がありましたように期限を設けてもそれまでに実行しなかった場合どうするかという問題もありますので、県、関係機関等と協議を行いながら進めたいと思います。

議 長

5月の総会は5月 8日(月)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、5月 8日(月)実施するということで確認いたします。

また、来月分の現地調査は4月20日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで4月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番